

宮城県

第2回 多文化共生の推進に関する意見交換会 - 宮城県の実践事例 -



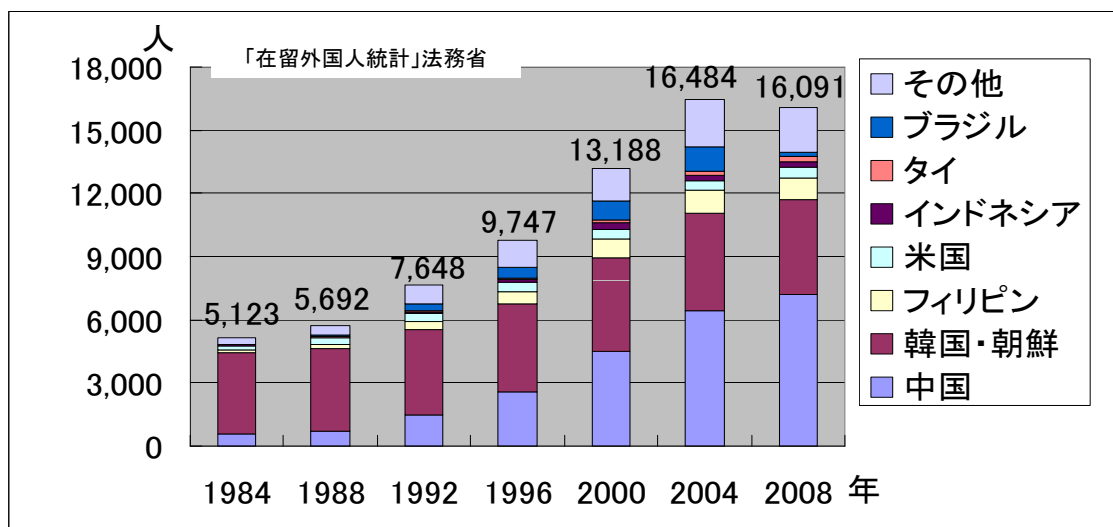
平成21年11月6日
宮城県経済商工観光部国際政策課長
犬飼 章

1. 地域の現状

Miyagi Prefectural Government

■外国人住民の特徴

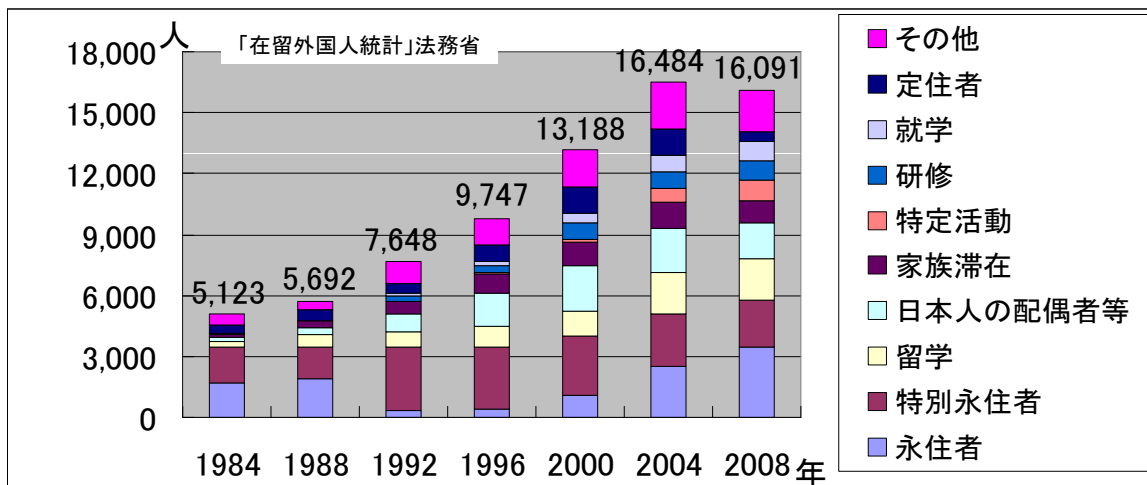
(1) 国籍



- 外国人登録者数は2003年がピーク(16,608人)で、その後はほぼ横ばい
- 国籍別では中国人が右肩上がり増加
- ブラジル人は2003年がピーク(1,593人)で、工場閉鎖に伴い後に急激に減少

■外国人住民の特徴

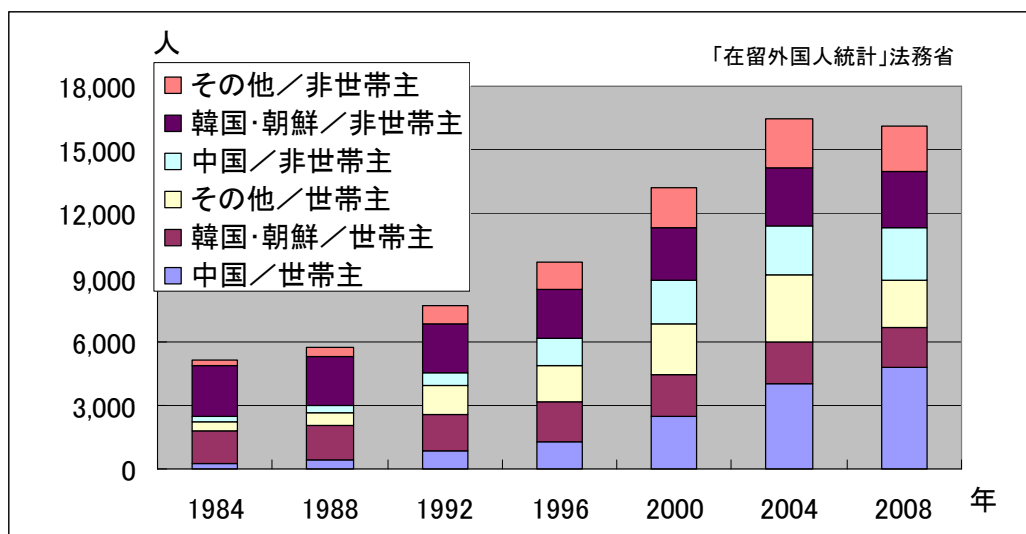
(2) 在留資格



- 1992年以降、永住者は増加が続いており、この中には、日本人の配偶者等から在留資格を変更した外国人が相当程度含まれていると見られる
- 留学生は、外国人登録者数に比例して増加傾向
- 定住者は2003年がピーク(1,636人)で、工場閉鎖に伴い後に急激に減少

■外国人住民の特徴

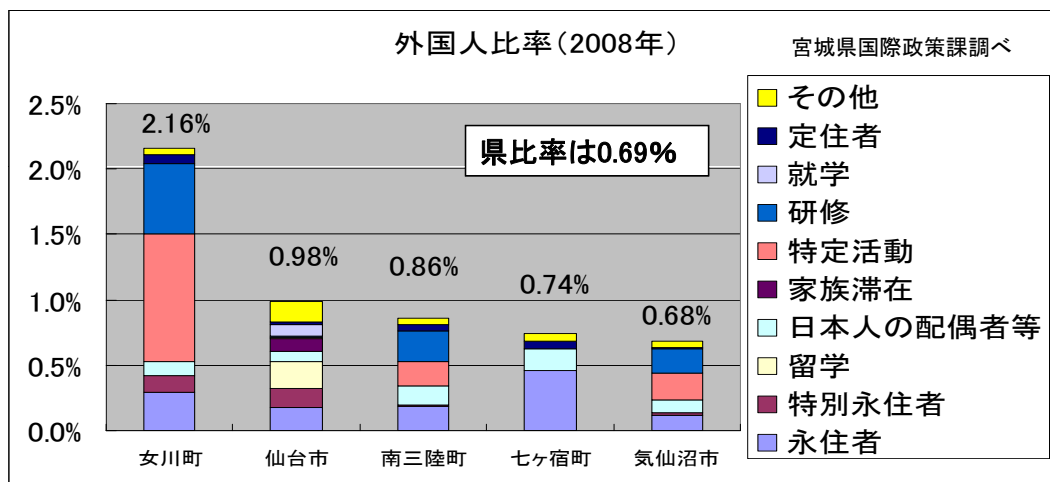
(3) 世帯構成(世帯主と非世帯主)



- 世帯主の割合が少しずつ高まってきている
- 中国人世帯主の増加が顕著であり、中国人留学生の増加がその要因の一つと考えられる

■外国人住民の特徴

(4)集住状況(外国人比率上位5団体の在留資格構成)



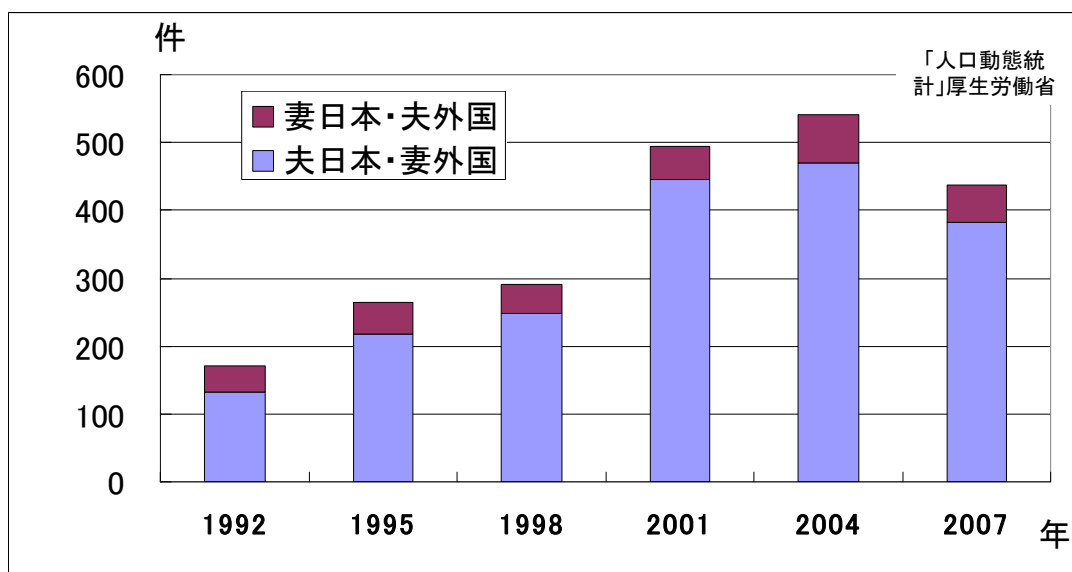
■女川町や南三陸町、気仙沼市などの沿岸部に水産加工場の技能実習生(特定活動)や研修生が、大学等の教育機関が集中する仙台市に留学生が多い

■その一方で、県内の全市町村に永住者と日本人の配偶者等が登録されている

■中部・東海地方等で見られるような、いわゆる外国人集住地区は存在せず、地域に点在して暮らしているという点が宮城県における特徴と言える

■関連する地域社会・地域住民の状況

県内における国際結婚の状況 ①国際結婚件数の推移

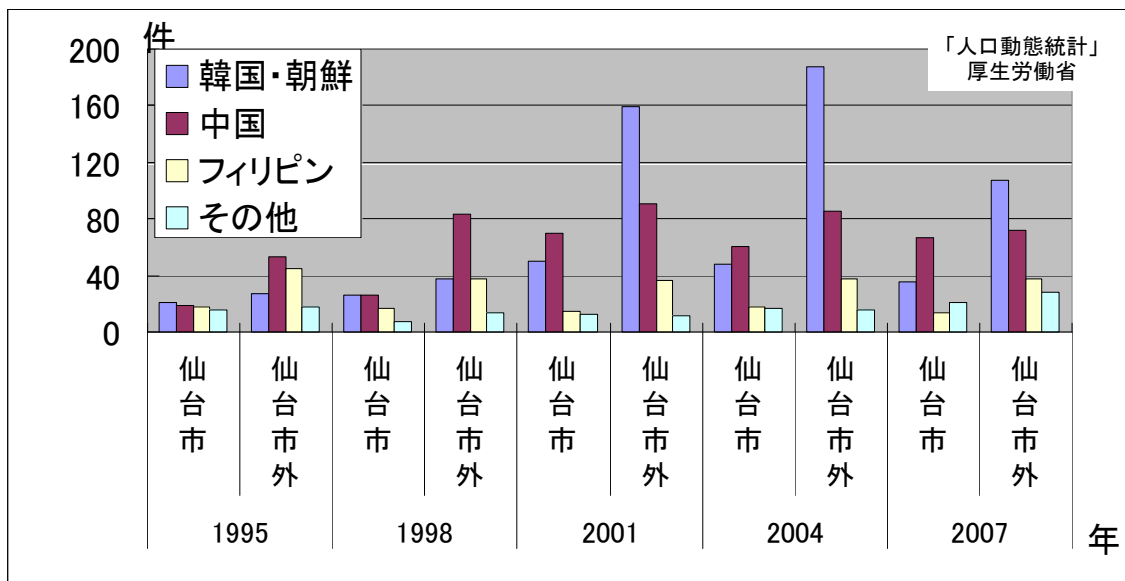


■2004年までの間に国際結婚が右肩上がり増加

■国際結婚の大半が、夫が日本人・妻が外国人の組み合わせ

■ 関連する地域社会・地域住民の状況

県内における国際結婚の状況 ②外国人妻の国籍・地域



- 2004年までの間に韓国・朝鮮人(妻)との国際結婚が急増
- 仙台市以外の農村部などで、花嫁として外国人を迎え入れるケースが増加

■ 主な課題

区分	取組の規模	主な課題
コミュニケーション支援	地域における情報の多言語化	・外国人の絶対数・割合が小さく、費用面や人材不足などの理由から、なかなか情報の多言語化・各種窓口における多言語対応が進まない状況にある。
	日本語および日本社会に関する学習の支援	・地域のボランティアによって運営されているところが多く、日本語講座が開設されている地域は、県内35市町村中15市町(H21.10月末現在)に過ぎない。
生活支援	居住	・賃貸物件においては入居者が外国人というだけで拒むもうとする貸主が根強く残っている。
	教育	・日本語力が不十分な外国籍児童生徒への適切な対応がなされておらず、通訳ボランティア頼みとなっている学校もある。
	労働環境	・言語や商習慣などの面で事業者側に外国人の雇用に不安の声がある。 ・県内で海外を向く企業が少なく、外国人を雇用するインセンティブが働きにくい。
	医療・保健・福祉	・県内の保健・医療サービス提供機関の多くが通訳の配置・活用に消極的で、その手配をサービス提供機関側の責務と認識しているところが少ない。
多文化共生の地域づくり	防災	・外国人が災害時要援護者となりうるという認識を持っている市町村が少なく、防災訓練等においても外国人の被災を想定した訓練がほとんど行われていない。
	地域社会に対する意識啓発	・シンポジウムを開催しても、興味を示し参加しようとする一般県民が極めて少なく、その一方で、偏った考えを持ち外国人を受け入れようとしにくい日本人も少なくない。
外国人住民の自立と社会参画	外国人住民の自立と社会参画	・外国人を迎え入れた家族の中で、当人の社会参画を拒もうとする家族もある。 ・言語力を持ち意欲がありながらも活躍の場が見つけられないと嘆く外国人の声がある。
	その他	・外国人の子どもが帰国後に母国に対応できるよう、母国語や母国文化の教育についても支援を検討する必要がある。 ・今後、企業集積等に伴い集住地域の発生も想定されることから、地域における活動拠点の整備やコミュニティーリーダーとなりうる人材の育成も必要な状況にある。

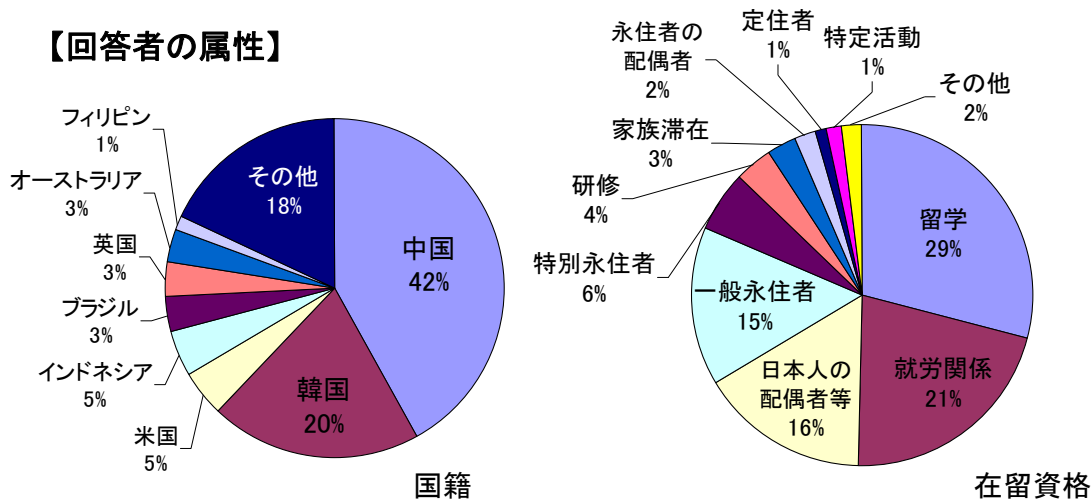
■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査の概要】

平成18年10月から11月にかけて、外国人登録者数の約3%に当たる537人の20歳以上の外国籍県民を無作為抽出し、全35問を出題。このうち155人(29%)から調査票を回収

【回答者の属性】



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

ア)日本語のコミュニケーション(N=148)

- 日常会話が可能な人は、過半数の53%
- 日常生活レベルの日本語を読める人が35%、日本語を書ける人が29%で、特に漢字を書くことに困難を感じている人が多い
- 一方で70%の人が言葉で困ったことがあると回答
(日常的なコミュニケーション40件、買い物16件、病院10件、金融機関9件、公共交通機関7件など)

イ)特別永住者の母国語(N=10)

- 会話・読み・書き、すべてにおいて問題なくできると回答した人はゼロ
- 会話はあいさつ程度のみ(44%)、読み書きはほとんどできない(56%)という回答が最も多かった



■その他, 関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

ウ)住宅(N=155)

- 住宅形態は、賃貸44%、家族の持ち家17%、留学生寮・会館16%、持ち家14%
- 住宅への入居に際して困ったことのある人は21%で、日本語力との相関関係は見られなかった
- 困った経験の内容は、立地場所・環境(9件)、近隣関係(5件)、敷金礼金(4件)、生活習慣(3件)など

エ)仕事(N=155)

- 仕事をしている人は96人(62%)で、そのうち正規勤務が43%、パート・アルバイトが39%で、派遣社員はわずか5%
- 仕事をしていて困ったこと、不満を感じたことのある人は27%
- 困ったこと・不満を感じたことの内容は、言葉(11件)、仕事のスタイル・習慣の違い(6件)、差別や精神的なストレス・人間関係の難しさ(3件)など

11

平成21年11月6日 宮城県



■その他, 関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

オ)社会保障・医療(N=155)

- 健康保険の加入状況は、国保64%、社保41%、未加入8%
- 健康保険の未加入率は研修生が極めて高く67%、家族滞在が25%
- 年金の未加入率は49%で、仕事をしていない人やパート・アルバイトの3人に2人は未加入の状況
- 医療機関の利用に際して、困ったことがあると回答した人は14%で、医師の説明がわからない、問診票が書けないといった言葉の問題(13件)が最も多かった

カ)子ども(N=79)

- 7歳~15歳の小中学生が29%、0歳~6歳の在宅児が28%
- 就学年齢で在宅という回答はゼロ
- 子どもの教育に関して困ったこと、不満を感じたことのある人は23%で、言葉、いじめ、教師の指導、家庭での教育(各2件)など

12

平成21年11月6日 宮城県



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

キ)自然災害(N=155)

- 災害に関して不安を感じている人は24%で、日本滞在歴10年から20年の比較的長期に渡って滞在している人で不安を感じている割合(41%)が高い
- 災害への不安と日本語力との間にそれほど強い相関関係は見られなかった
- 不安の主な内容は、地震や台風が怖い(24件)が最も多く、このほか災害時の行動がわからない(4件)といったものもあった

ク)近隣関係(N=155)

- 3割弱の人が近所づきあいがあると回答、県内生活歴10年以上の人は過半数があると回答
- 町内会へは、県内生活歴10年~20年が64%、20年以上の人が92%加入
- 近所づきあいで困ったこと、不満に感じたことのある人は6%で、言葉の問題(3件)、うるさい(2件)、外国人に対して先入感がある(1件)など

13

平成21年11月6日 宮城県



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

ケ)相談先(N=155)

- 相談先は、日本人の友人が43%、同国人の友人が42%、日本の家族が41%、母国の家族が37%
- 行政関係では、市町村が8%、県が4%、国際交流協会が3%
- 中国人や韓国人の中には、母国の大使館や領事館(5%)を、また韓国人の中には母国民の団体(2%)を選ぶ人もいた

コ)行政との関係(N=155)

- 6割以上の人に行政の広報誌が配布されているが、このうち26%の人が理解困難と回答
- 行政への相談経験は34%があると回答、国際交流協会へは18%があると回答
- 行政に期待する施策は、日本語・日本の生活習慣を学ぶ機会(ともに41%)が最も多く、次いで多文化共生教育(40%)、差別をなくす啓発(32%)、日本人が外国文化を学ぶ機会(32%)、地域交流イベント(27%)、外国人学校支援(27%)など

14

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査の概要】

- ・平成20年2月から3月にかけて、事業所、不動産業者、医療機関の計388団体から調査票を回収し、併せて公共交通機関など計18機関のヒアリング調査、外国人インタビューを実施
- ・外国人の雇用、不動産物件の賃貸、通訳の配置、多言語化の状況等を調査

【調査結果】

ア)事業所(N=175) 外国人の雇用 ⇒ 有18% 無81%

【外国人を雇用している事業所】

- コミュニケーションの問題
⇒ 有31%, 無66%
- コミュニケーション以外の問題
⇒ 有16% 無84%
(生活習慣の違い, 就業規則の理解)

【外国人を雇用していない事業所】

- 外国人の雇用への不安 78%
(言葉, 習慣, 身元保証, 治安・風紀)
- ⇒ 実際問題に感じるケースは少数

- 外国人雇用の有無で事業所の意識にギャップあり
- 互いの文化を理解し合うことが大切

15

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

イ)不動産業(N=30) 外国人相談対応 ⇒ 有43% 無57%

- 入居後のトラブル ⇒ 有23% 無70%
(家賃滞納, ルール違反, 近隣トラブル)
- 貸主から外国人を理由に断われたケース ⇒ 有20% 無67%
(生活習慣の違い, 就業規則の理解)
- 今後、外国人に賃貸物件を仲介しようとする意志 ⇒ 有43% 無43%
- 賃貸物件を仲介するに当たっての条件 ⇒ 日本語力, 保証人, 仕事, 法習慣の遵守

- 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン(財団法人日本賃貸住宅管理協会)
- 外国人不動産賃貸コーディネーター ⇒ 共に存在を知っていた外国人は皆無

- 貸主側の協力と理解, 借主側(外国人)への十分な情報提供が必要

16

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

ウ)医療機関(N=183) 外国人(日本語不自由)対応 ⇒ 有79% 無20%

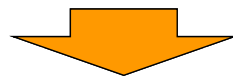
■国籍 ⇒ 中国64% 韓国34% フィリピン29% 米国29% その他28%

■対応者(内容) ⇒ 患者同行通訳40% 病院スタッフ30% 簡単な日本語20%
その他10%(医療会話集, 多言語問診票, ジェスチャー)

■外国語対応体制 ⇒ 有36% 無64%

■対応可能言語 ⇒ 英語95% 中国語20% 韓国語12% その他6%

■保健医療通訳サポーター制度(県国際交流協会) ⇒ 知っている9% 知らない90%



■英語での対応は可能であるが、それ以外の言語は対応が困難

■通訳活用の促進が必要

17

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

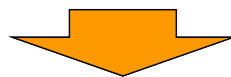
エ)公共交通(N=14) ヒアリング調査

■バス・鉄道事業者

- ・仙台駅の観光案内所には、一日に15~20人程度の外国人から問合せがある
- ・外国人であるがゆえのトラブル事例は少ない

■タクシー協会・タクシー事業者

- ・ツアー旅行客が多く、間に旅行会社が入るため、直接のやり取りは少ない
- ・今後、外国人利用者が増えてくれば外国人対応職員の配置などの対応も必要であるが、その場合、コスト的に一企業だけでの対応は難しい



■問合せなどの体制はあるが、対応の事例は少ない

■将来の対応に当たっては企業のみならず行政や他機関の協力・連携が必要

18

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

オ)外国人インタビュー(N=83)

- 来日時の日本語力 ⇒ ある程度勉強してきても会話困難, 漢字の読み書きが困難
- 日本語ができず困ったこと ⇒ 家族とのコミュニケーション, 日本語だけの公共の場
- 病院受診 ⇒ 初診は付添いが必要, 問診票記入が困難
- 出産・子育て ⇒ 妊娠・子育てに関しての情報が不足
- 近所づきあい ⇒ 子どもや配偶者を通して広がる, 単身者等は希薄
- 就労 ⇒ 外国人と企業を結ぶ仕組みづくりが必要
- 相談相手 ⇒ 母国語で相談できる人がいるだけで安心, 配偶者が一番の頼り
- 不快な思い ⇒ 互いの理解不足で誤解が発生
- 外国人が暮らしやすくなるには ⇒ 日本語の学習の場とふれあいの場の提供
多言語情報の提供, 行政による外国人対応窓口の設置
- その他 ⇒ 災害への不安

2. 多文化共生施策の全体像

■規模別の主な取組内容(都道府県単位)

区分	取組の規模	都道府県単位
コミュニケーション支援	地域における情報の多言語化	・県政だよりの一部を多言語化し, 県HPIに掲載(宮城県) ・多言語生活ガイドブック, 多言語情報誌等を発行(国際交流協会)
	日本語および日本社会に関する学習の支援	・日本語講座の運営を行い, 外国人県民に対し日本語や日本の生活習慣を学ぶ機会を提供(国際交流協会)
生活支援	居住	・多言語(英・中・韓・ポ・日)による外国人相談センターの運営を行い, 外国人県民等の日常生活における悩み解消に寄与(宮城県, 国際交流協会)
	教育	・教職員を対象とした研修会を開催し, 教育現場で外国籍児童生徒の指導に携わる上での留意点等を習得する機会を提供(宮城県) ・外国籍子どもサポーターの育成・派遣を行い, 日本語力が不十分な外国籍児童生徒の学習を支援(国際交流協会)
	労働環境	・経済産業省アジア人財資金構想「高度実践留学生育成事業」委員会メンバーとして, 日本とアジアの架け橋となる高度専門人財を育成(テンプスタッフ・カメイ(株), 東北大学, (社)東北経済連合会, 日本学生支援機構, 仙台商工会議所, 宮城県ほか)
	医療・保健・福祉	・保健福祉事務所職員を対象とした研修会を開催し, 外国人と接する上での基礎知識の習得機会を提供(宮城県) ・保健医療/生活相談通訳サポーターの育成・紹介を行い, 医療機関等でのコミュニケーションをサポート(国際交流協会)
	防災	・災害時通訳ボランティアの確保・養成を行い, 災害発生時の多言語支援体制を整備(宮城県, 国際交流協会) ・災害時外国人サポート・ウェブ・システムの運用を行い, 気象(警報以上)・地震(震度4以上)・津波に関する情報の多言語配信サービスを実施(宮城県)
多文化共生の地域づくり	地域社会に対する意識啓発	・「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」, 「宮城県多文化共生社会推進計画」の周知・広報(宮城県) ・県内各地でシンポジウムを開催し, 広く県民に対し多文化共生への理解と地域づくりへの参画を促す(宮城県, 地元市町村, 国際交流協会)
	外国人住民の自立と社会参画	
その他		



■推進体制の整備状況

(1) 担当部署の設置状況

- H16. 4 環境生活部国際交流課調整企画班において多文化共生に関する事業に本格着手
- H18. 4 産業経済部国際政策課調整企画班に再編
- H19. 4 経済商工観光部国際政策課に多文化共生推進班を設置
- H21. 4 同課企画調整班と統合し、企画・多文化共生班に再編

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ①策定状況

<策定状況>

- (H17. 7 条例の制定に関する懇話会を設置)
- H19. 7 「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定
(H19. 11 宮城県多文化共生社会推進審議会を設置)
- H21. 3 「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定

21

平成21年11月6日 宮城県



■推進体制の整備状況

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ②指針(条例)

<主な目的>

多文化共生社会の形成の推進に関する条例

基本理念を定め、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することで、「国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重、社会参画が図られる地域社会」の形成を促進し、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

■基本理念

- 1) 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2) 県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下で協働して行われること。
- 3) 国際的な人権保障の取組に留意して行われること。

■責務

- 県) 多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策の策定及び実施
- 事業者) 多文化共生社会の形成の推進への努め、県、市町村への協力
- 県民) 地域、職域、学校、家庭などあらゆる分野における推進への寄与

22

平成21年11月6日 宮城県

■推進体制の整備状況

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ③ 計画

<主な目的>

宮城県多文化共生社会推進計画

- ・条例に基づき、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定
- ・今後の多文化共生 施策の方向性 と 事業の取組方針 を提示

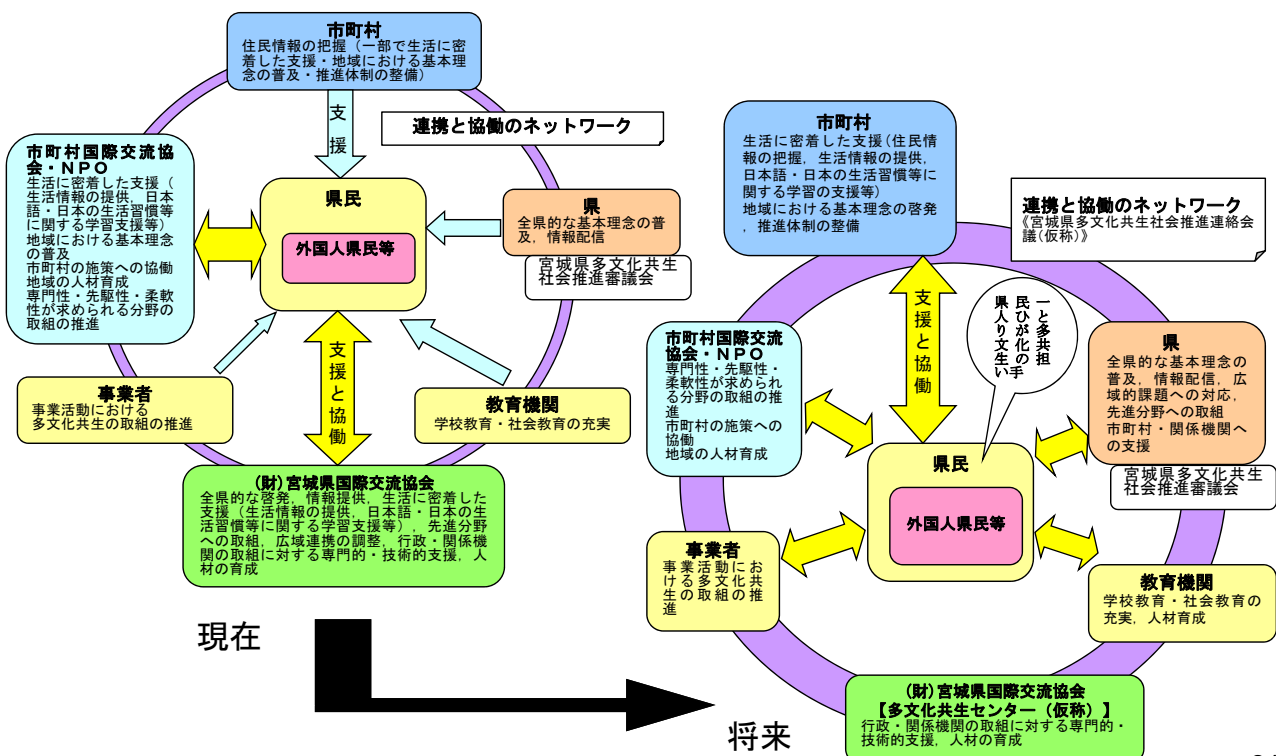
■ **施策の方向性**

- 1) 適切な役割分担と協働の推進
- 2) 情報面からの生活の安全・安心の確保, 地域社会への適応力向上
- 3) 家庭生活の質の向上, 能力発揮の促進
- 4) 共生する体制の構築

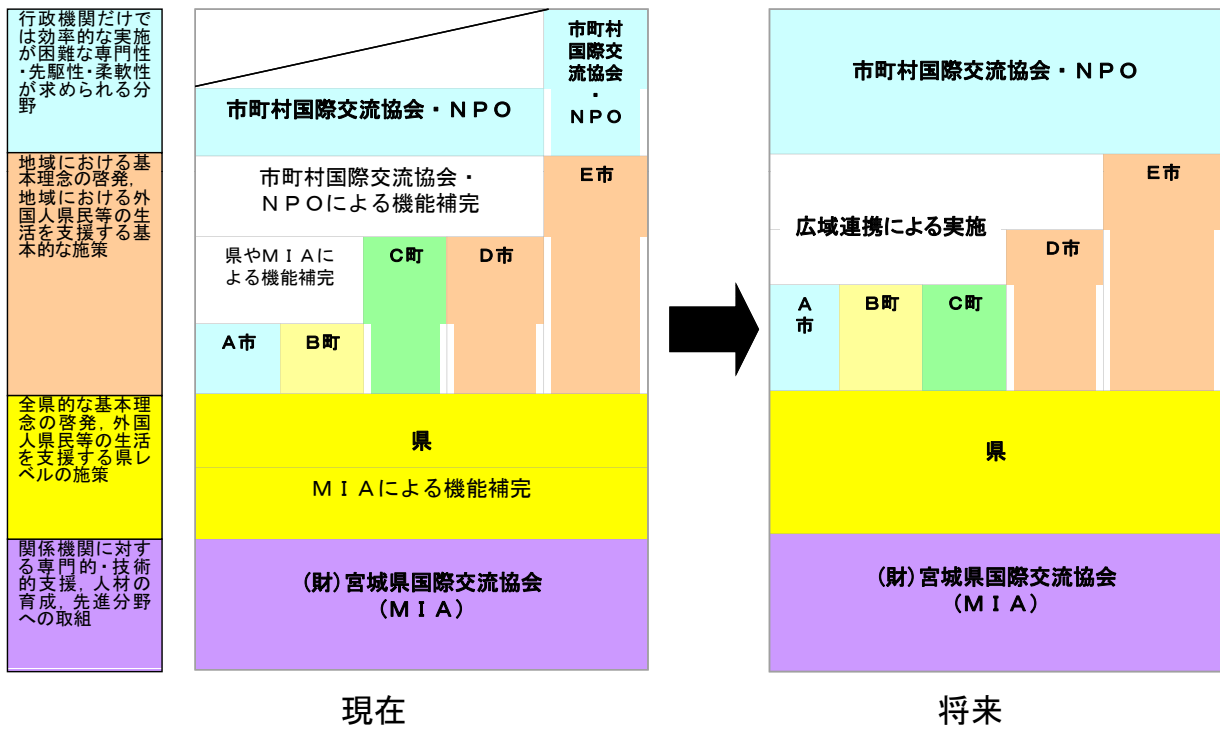
■ **事業の取組方針**

- 1) 基本理念の啓発 ⇒ 「意識の壁」の解消
- 2) 多言語化支援, 学習支援 ⇒ 「言葉の壁」の解消
- 3) 家族サポート, 活躍の支援 ⇒ 「生活の壁」の解消
- 4) 集住地区支援 ⇒ 「将来の課題」への対応

■推進体制の整備状況 (3) 連携と協働のネットワーク・イメージ図



■ 推進体制の整備状況 (4) 関係機関の機能補完のイメージ図



3. 代表的な取組事例の紹介

■ 全国初の条例制定

宮城県では平成19年7月に全国に先駆けて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定

- (1)H16～H17 外国人懇談会を開催(委員長:宮城学院女子大学 J. F. モリス教授)
 - ・外国人11人,日本人2人を委員に委嘱し,計8回開催(このうち知事も数回参加)
 - ・「知事への提言書」として,社会生活(言語,行政,地域参加),教育・文化,産業・仕事に関する提言事項を取りまとめ
- (2)H17～H18 条例制定に関する懇話会を開催(座長:明治大学 山脇啓造教授)
 - ・学識経験者,県議会議員,外国人当事者,国際関係団体,市町村職員等10名を委員に委嘱し,計5回開催
 - ・条例案を完成させ,その後,パブリックコメントも実施

外国人が多いわけでもない宮城でなぜ条例を制定したのか?

- ・少子・高齢化とグローバル化の進展により外国人の増加・定住化が進んでおり,地域社会の活力を維持するためには,国籍や民族等にかかわらず,すべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが必要
- ・集住ではなく分散しているがゆえに抱える課題もあり,宮城県が豊かで活力ある社会を実現するために,多文化共生の視点が不可欠

■災害への備え

宮城県では30年から40年程度の周期で「宮城県沖地震」の発生が続いており、国の地震調査委員会から今後20年以内に約90%の確率で発生するとの評価結果が公表されている(直近の発生は1978年で既に31年が経過)。

とりわけ言語や生活習慣、自然環境が異なる外国人にとって、体験したことのない地震や台風等による自然災害の発生はまさに脅威であり、生活の安心・安全を揺るがしかねない。

こうしたことから、宮城県では、災害発生に備えた外国人を支援するための事業を展開している。

(1) 災害時通訳ボランティア整備事業(H16～)

被災した外国人を言語面で支援するため、通訳ボランティアの確保・養成を行い、災害対策本部等からの要請に応じ、通訳ボランティアを派遣する態勢を構築(参考=H20整備実績:13ヶ国語,75人)

(2) 災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業(H20～)

気象(警報以上)・地震(震度4以上)・津波に関する情報を多言語に自動翻訳するとともに、その情報をウェブサイトに掲載し、その状況を多言語でメール配信するサービス(参考=H21.10月末現在登録件数:980件)

27

平成21年11月6日 宮城県

■各種研修会の開催を通じた啓発・サービス向上

多文化共生を進めていくためには、多様な主体の参画が必要である上、様々な行政現場において外国人と接する機会が見られることから、本県では、多文化共生の啓発と行政サービスの向上を目指し、以下の研修会を開催している。

(1) 保健福祉分野研修会(H20)

- ・県内3地域において、県や市町村の保健師等を対象とした研修会を開催
- ・保健福祉事務所とタイアップし、各事務所のニーズを踏まえ研修プログラムを設計
- ・行政書士から「外国人を取り巻く日本の法制度」、外国人当事者から「外国人の子育て」に関する講話等のほか活発な情報交換を実施。受講者から高い評価

(2) 学校教育分野研修会(H21)

- ・県内教職員を対象に、外国籍児童生徒の教育支援をテーマに実施
- ・県教育庁とタイアップし、教員研修の一環として広く参加を呼掛け
- ・学者講話、国際化の現状、教員の加配制度、教育現場における事例紹介など

(3) 市町村研修会、相談員研修会(H20～)

- ・市町村・国際交流協会職員、日本語講座ボランティア等を対象に開催
- ・大学教員や他県NPO職員、専門相談員などを講師に招聘

28

平成21年11月6日 宮城県



■意識の高揚

(1)一般県民

- ・他団体と比べ外国人の比率は高くなく、依然、外国人とまったく接する機会を持たずに生活している日本人が多いことから、多文化共生に関する意識・関心が高まっていない。
- ・実際に県が毎年実施している県民意識調査においても、「外国人も活躍できる地域づくり」を重視すると回答した人の割合は、他の項目に比べ極端に低い。
- ・また、県と市町村が共催している多文化共生シンポジウムにおいても、参加者数は低調で、条例制定後においても伸び悩んでいる。

(2)市町村

- ・多文化共生の中心的な担い手となるべき市町村においても、多文化共生に関する意識において温度差があり、その必要性を十分認識していない市町村もある。
- ・実際にほとんどの市町村で多文化共生を専門に担当する職員は配置しておらず、情報の多言語化をはじめとして、なかなか取組が進まない現状にある。
- ・また、平成21年度末現在で多文化共生の単独プランを策定している市町村はゼロで、県が開催する説明会や研修会への出席率は半数にも満たない状況が続いている。

⇒ **広報の強化、シンポジウム・研修会の開催など地道な取組が必要**

29

平成21年11月6日 宮城県



■母国語・母国文化教育の支援

- ・県が実施した外国人県民アンケート調査では、5年以内に帰国を予定していると回答した人の割合は30%に上っており、定住化が進みつつある状況の中で、将来帰国を予定している外国人も少なからず存在する。
- ・このような外国人に安心して子育てができる環境を提供するため、子どもの母国語や母国文化維持への支援が必要になってくると考えられる。

⇒ **母国語・母国文化の学習・維持に関する調査・支援が必要**

■集住地区発生に備えた体制整備

- ・現在、宮城県では企業誘致活動を進めており、製造業を中心とした企業集積が進みつつあることから、それに伴い外国人労働者やその家族が増加することが想定される。
- ・企業の雇用方針等により、外国人の一時的な急増・急減の場合もあれば、集住が恒常化する場合も考えられ、受け入れる地域社会においては、その状況に応じた速やかな対応が求められる。

⇒ **活動拠点の整備、コミュニティリーダーの育成などが必要**

30

平成21年11月6日 宮城県

ご清聴ありがとうございました。

伊達な旅、
ふたたび。



宮城県観光PRキャラクター

むすび丸

宮城県の代表的な取組事例

《目次》

- | | | |
|----------|-------------------------------|-------------|
| 1 | 災害時通訳ボランティア(協会委託事業) | …P1 |
| 2 | 災害時サポート・ウェブ・システム(EMIS) | …P2 |
| 3 | 多言語表示シート(新聞記事) | …P4 |
| 4 | 多文化共生研修会 | …P5 |
| 5 | 多文化共生シンポジウム | …P8 |
| 6 | 外国人相談センター(協会委託事業) | …P11 |
| 7 | 外国籍の子どもサポート(協会事業) | …P14 |
| 8 | 外国人支援通訳サポーター(協会事業) | …P18 |
| 9 | ニューカマー生活対応支援(協会事業) | …P20 |

【お問合せ先】

宮城県 経済商工観光部 国際政策課 企画・多文化共生班
電話 022-211-2972 FAX 022-268-4639
E-mail kokusai@pref.miyagi.jp

宮城県災害時通訳ボランティアのご紹介

宮城県国際交流協会では宮城県からの受託事業として「宮城県災害時通訳ボランティア整備事業」を運営しています。これは、宮城県内に在住(または滞在)する外国人の被災時におけるコミュニケーション支援を目的としており、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語など全 13 言語、約 70 名の災害時通訳ボランティアに登録いただいています(2009 年 10 月末現在)。

コミュニケーション支援と申しましても、様々な段階、ケースが想定されます。全く日本語のできない外国人への通訳支援はもちろんのことですが、日常生活に支障のない日本語レベルの外国人の方々でも、「(災害ボランティアセンター)ニーズ調査」「罹災証明」「損害保険の請求」などの場面ではコミュニケーションに困難を感じる場合があります。また、母語で会話をすることによって心理的なストレスが和らげられることも見逃せない視点です。

今般の岩手・宮城内陸地震における貴社協や栗原市災害ボランティアセンターの活動において、外国籍県民の方々へのボランティア活動やケアに「言葉」「コミュニケーション」の支援が必要な際は、ぜひとも当協会にご連絡くださいますようお願いいたします。

●災害時通訳ボランティアの活動

- ①関係機関からの依頼に基づき、避難所等で通訳・翻訳
- ②遠隔地からの応援要請に基づき、電話・ファクシミリ等を利用した通訳・翻訳支援業務

●災害時通訳ボランティアの費用弁償

災害時に派遣要請を受け活動を行った災害時通訳ボランティアに対し、通訳・翻訳等ボランティア活動に対する依頼者側の費用負担はありません。

●災害時通訳ボランティアの活動依頼の受付

災害時通訳ボランティアへの活動依頼の受付は、当協会が行います。ただし、電話の輻輳などで協会へ連絡が取れない場合は、宮城県経済商工観光部国際政策課でも受付を行います。

【連絡先(主)】

財団法人宮城県国際交流協会

電話:022-275-3796 防災行政無線:7-222-2711~3

(仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎7階)

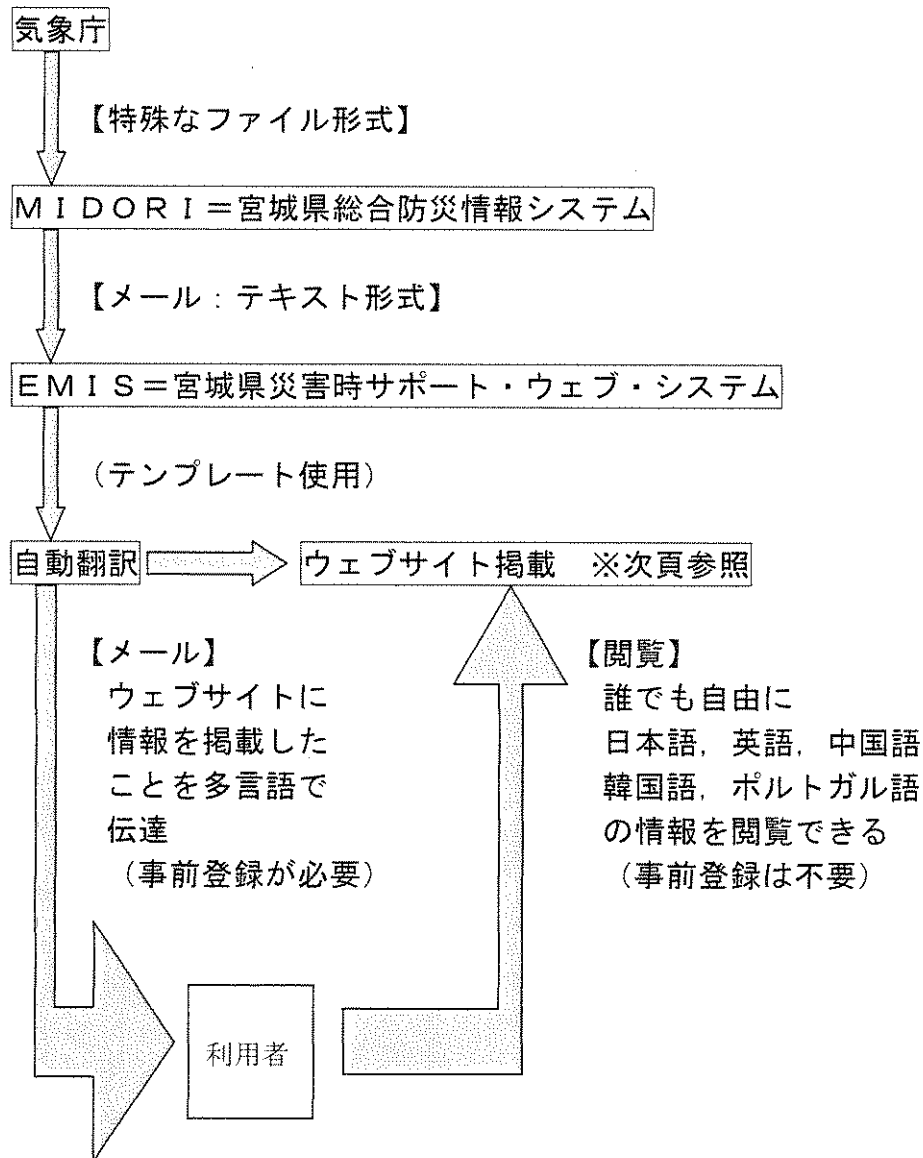
【連絡先(副)】

宮城県経済商工観光部国際政策課企画・多文化共生班

電話:022-211-2972 防災行政無線:7-220-8-2972

宮城県災害時サポート・ウェブ・システム (EMIS)

《フロー図》



- システム構成：クライアントサーバ型
- ネットワーク構成：情報系LAN
- サーバロケーション：委託業者データセンター
- システム開発費：約330万円
- システム運用費：年約218万円（181,650円/月）
- 自動翻訳の仕組：予め準備したテンプレートを使用し、機械的に処理

《ウェブサイト画面》

H21.9.25(金)河北朝刊

外国人に

配給時刻 医師がいます

情報伝達

このみずはのめません。

この水は飲めません。

此处的水不能饮用。

此處的水不能飲用。

이 물은 미실 수 없습니디。

このみずはのめません。

この水は飲めません。

This water is not suitable for drinking

Esta água não é potável.

Hindi maaparing inumin ang tubig na ito.

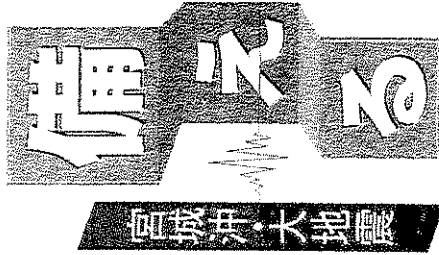
県国際政策課は、県内在任の外国人も増えており、災害時の情報伝達が課題となっている。非常時に活用するだけでなく、情報弱者がいることに目を注ぎ、注意を払ってほしい」と話し、外国人への情報伝達用に県が作ったシート

めませんといった呼び掛りの表現5種類を作った。日本語表示では、炊き出しの項目に「あたたかいたべもの」と補足説明を加えるなどして、日本語が不得手な人に配慮した。拡大コピーして避難所の目立つ場所に張り出し、いつでも情報が入手できるようにする。

県、避難所で活用

発生が確視される喜城もろろ。県沖地震などの災害時、避難所に身を寄せた外国人への情報伝達手段として、は食事の配給時刻などを用いた国語で告知するシートを非常時に避難所で活用して

6カ国語シート作製



平成20年度 多文化共生研修会

【市町村研修会】

<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年3月24日(火)</p> <p>i) 奈良岡慧美 みやぎ外国人相談センター相談員</p> <p>ii) 横山弘達 仙台市企画市民局総合政策部交流政策課主事</p> <p>亀山友夏 石巻市企画部市民活動推進課主事</p> <p>阿部久人 気仙沼市企画部まちづくり推進課係長</p> <p>永澤みよ子 川崎町町民生活課係長</p> <p>i) 外国人県民等から見た地域に求められる多文化共生</p> <p>ii) 事例紹介</p> <p>市町村国際担当課職員、国際交流協会職員</p> <p>17人</p> <p>宮城県本町分庁舎 602会議室</p>
--	--

【相談員研修会】

<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年1月29日(木)</p> <p>i) 西上紀江子 NPO法人国際ボランティアセンター山形理事</p> <p>ii) 何敏 財団法人福島県国際交流協会多言語コーディネーター</p> <p>i) 事例から学ぶ外国人をめぐる相談対応の心構え</p> <p>ii) 福島県の外国人相談事例</p> <p>市町村国際担当課職員、国際交流協会職員、日本語講座講師</p> <p>28人</p> <p>宮城県仙台合同庁舎 (財)宮城県国際交流協会研修室</p>
--	---

【保健福祉研修会】

<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年2月5日（木）</p> <p>i) 千葉ますみ 登米市市民生活部健康推進課技術主幹</p> <p>ii) 鈴木セルバ, 高橋オレナ 外国人当事者</p> <p>i) 母子保健事業を通じての外国人対応事例</p> <p>ii) 日本での子育てや生活習慣等について</p> <p>県保健福祉担当職員, 市町村保健福祉担当職員など</p> <p>17人</p> <p>宮城県石巻合同庁舎 旧保健所棟2階会議室</p>
<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年2月25日（水）</p> <p>i) 横山勝 横山勝行政書士事務所行政書士</p> <p>ii) 大村昌枝 財団法人宮城県国際交流協会企画事業課長</p> <p>i) 外国人をとりまく日本の法制度</p> <p>ii) 宮城の国際化の現状と外国人相談センターでの相談対応業務を通じて</p> <p>県保健福祉担当職員, 市町村保健福祉担当職員など</p> <p>16人</p> <p>宮城県気仙沼保健福祉事務所 大会議室</p>
<p>① 実施年月日</p> <p>② 講師名及び職名</p> <p>③ 講演題目・討議テーマ</p> <p>④ 対象者</p> <p>⑤ 参加人員</p> <p>⑥ 開催場所</p>	<p>平成21年2月26日（木）</p> <p>i) 横山勝 横山勝行政書士事務所行政書士</p> <p>ii) 大村昌枝 財団法人宮城県国際交流協会企画事業課長</p> <p>i) 外国人をとりまく日本の法制度</p> <p>ii) 宮城の国際化の現状と外国人相談センターでの相談対応業務を通じて</p> <p>県保健福祉担当職員, 市町村保健福祉担当職員など</p> <p>13人</p> <p>宮城県大崎合同庁舎 501会議室</p>

平成21年度 多文化共生研修会

【市町村研修会】

① 実施年月日	平成21年9月3日(木)
② 講師名及び職名	i) 市瀬智紀 宮城教育大学准教授 ii) 大村昌枝 (財)宮城県国際交流協会企画事業課長 iii) 梶原美佳 ハヨンインターナショナルスクール代表取締役
③ 講演題目・討議テーマ	i) 宮城県多文化共生推進計画の策定経緯と最近の多文化共生に関する動き ii) 外国人を取り巻く県内の現況と宮城県国際交流協会の取組 iii) 外国人県民当事者の視点での行政への提言
④ 対象者	市町村国際担当課職員, 国際交流協会職員
⑤ 参加人員	25人
⑥ 開催場所	宮城県庁 第二入札室

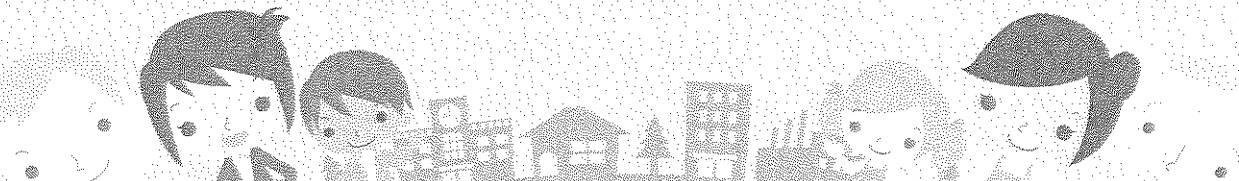
【学校教育研修会】

① 実施年月日	平成21年11月2日(月)
② 講師名及び職名	i) 市瀬智紀 宮城教育大学准教授 ii) 見田茂紀 宮城県経済商工観光部国際政策課主任主査 iii) 高橋義孝 宮城県教育庁義務教育課課長補佐 iv) 大泉貴広 (財)宮城県国際交流協会主任 v) 大島希美 仙台市立高砂小学校教諭
③ 講演題目・討議テーマ	i) 地域の多文化化・国際化に対応できる学校現場 ii) 宮城県の外国人県民を取り巻く現状と多文化共生施策 iii) 県内の外国人児童生徒の現況と教員の加配等に関する制度・現状 iv) 宮城県国際交流協会の取組 v) 外国人児童生徒の支援 ～国際教室の取組から～
④ 対象者	県内小中学校教員
⑤ 参加人員	57人
⑥ 開催場所	宮城県教育研修センター 大講義室

平成20年度 多文化共生シンポジウム

【多文化共生シンポジウム】

<p>① 実施年月日</p> <p>② 事業名</p> <p>③ 事業の概要</p> <p>④ その他</p>	<p>平成20年12月14日(日)</p> <p>多文化共生を考えるシンポジウム in 登米</p> <p>「輝け！宮城に暮らす外国人女性たち」と題するシンポジウムを開催し、多文化共生社会の実現に向け県民への意識啓発を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加対象 一般県民 ○ 参加人員 約60人 ○ 開催場所 登米市迫公民館 <p>コーディネーター 大村昌枝 (財)宮城県国際交流協会企画事業課長</p> <p>パネリスト 阿部まり 外国人支援通訳サポーター 佐藤亜由美 外国人支援通訳サポーター 小野寺幹男 登米日本語講座講師 川島保美 栗原市国際交流協会会長</p> <p>啓発ツールとして、スティックマグネットを作成・配布したほか、多文化共生に関するパネル等を作成・配置した。</p>
<p>① 実施年月日</p> <p>② 事業名</p> <p>③ 事業の概要</p> <p>④ その他</p>	<p>平成21年2月22日(日)</p> <p>多文化共生を考えるシンポジウム in 石巻</p> <p>「輝け！宮城に暮らす外国人女性たち」と題するシンポジウムを開催し、多文化共生社会の実現に向け県民への意識啓発を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加対象 一般県民 ○ 参加人員 約50人 ○ 開催場所 石巻文化センター第4研修室 <p>基調講演講師 李仁子 東北大学大学院准教授</p> <p>コーディネーター 大村昌枝 (財)宮城県国際交流協会企画事業課長</p> <p>パネリスト 梶原美佳 (株)ハヨンコリア代表取締役 畢麗君 南三陸町立戸倉中学校非常勤講師 清水孝夫 国際サークル友好21事務局</p> <p>広報・啓発ツールとして、ポスター・チラシ、封筒を作成・配布したほか、多文化共生に関するパネル等を作成・配置した。</p>



多文化共生 シンポジウム in 気仙沼

～多文化共生社会に向けた地域の役割について考える～

開催日時 平成21年12月6日(日) 14時から17時まで

開催場所 気仙沼市地域交流センター(ワンテンビル2F大ホール)
入場無料(裏面様式からお申込ください)

プログラム

14:00 開会

(第1部)

14:05～15:15 基調講演
「地域における日本語教室の役割」
のしる日本語学習会代表 北川 裕子 氏

15:15～15:35 現状報告
「宮城における多文化化の現状」
株式会社国際交流協会企画事業課長 大村 昌枝 氏

(第2部)

15:45～16:55 パネルディスカッション
「多文化共生社会に向けた地域の役割について考える」
コーディネーター 大村 昌枝 氏
パネリスト 気仙沼市小さな国際大使館館長 アブドラ・ムザファー氏(クウェート国出身)
パネリスト 日本語教室ボランティア「はまろう会」代表 千葉 美佐子 氏
パネリスト 気仙沼市在住 菅原 マリア 氏(フィリピン共和国出身)
コメンテーター 北川 裕子 氏

17:00 閉会

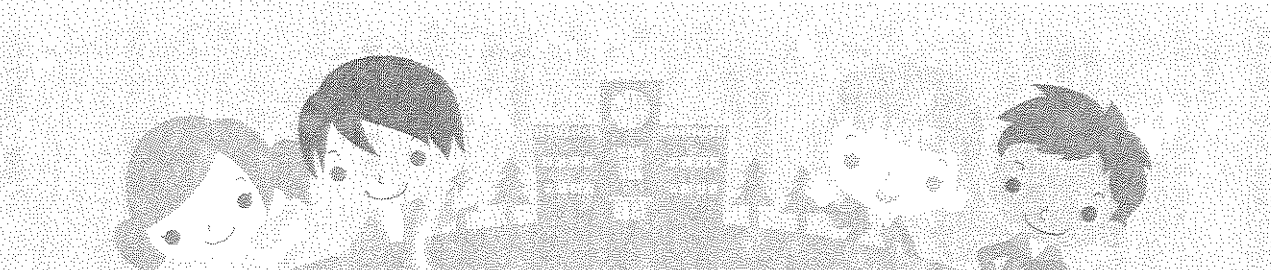
主催 宮城県・気仙沼市国際交流活動ネットワーク協議会

協賛 気仙沼市・宮城地域国際交流協会、気仙沼市小さな国際大使館

協賛 宮城県人権啓発活動地域ネットワーク協議会、気仙沼市国際交流協会、本吉郡国際交流協会



印刷：株式会社ソイ・インク



多文化共生 シンポジウム in 仙台

～外国人児童生徒の教育支援について考える～

開催日時 平成21年12月13日(日) 14時から17時まで

開催場所 仙台国際センター3F 中会議室(白檜)

入場無料(裏面様式からお申込みください)

14:00 開会

(第1部)

14:05～15:15 基調講演

「外国人児童生徒を取りまく現状と課題、そして未来」

宮城教育大学附属国際理解教育研究センター准教授 市瀬 智紀 氏

15:15～15:35 現状報告

「仙台の外国人児童生徒教育の現状」

仙台市教育局学校教育部教育指導課指導主事 熊谷 礼子 氏

(第2部)

15:45～16:55 パネルディスカッション

「外国人児童生徒の教育支援について考える」

パネリスト 外国人の子ども・サポートの会代表 田所 希衣子 氏

パネリスト 仙台市立八幡小学校教諭 阿部 美智代 氏

パネリスト 仙台中国文化交流協会副会長 李 王琴 氏

コメンテーター 市瀬 智紀 氏

コーディネーター 財団法人国際交流協会企画事業課長 小原 信一 氏

17:00 閉会

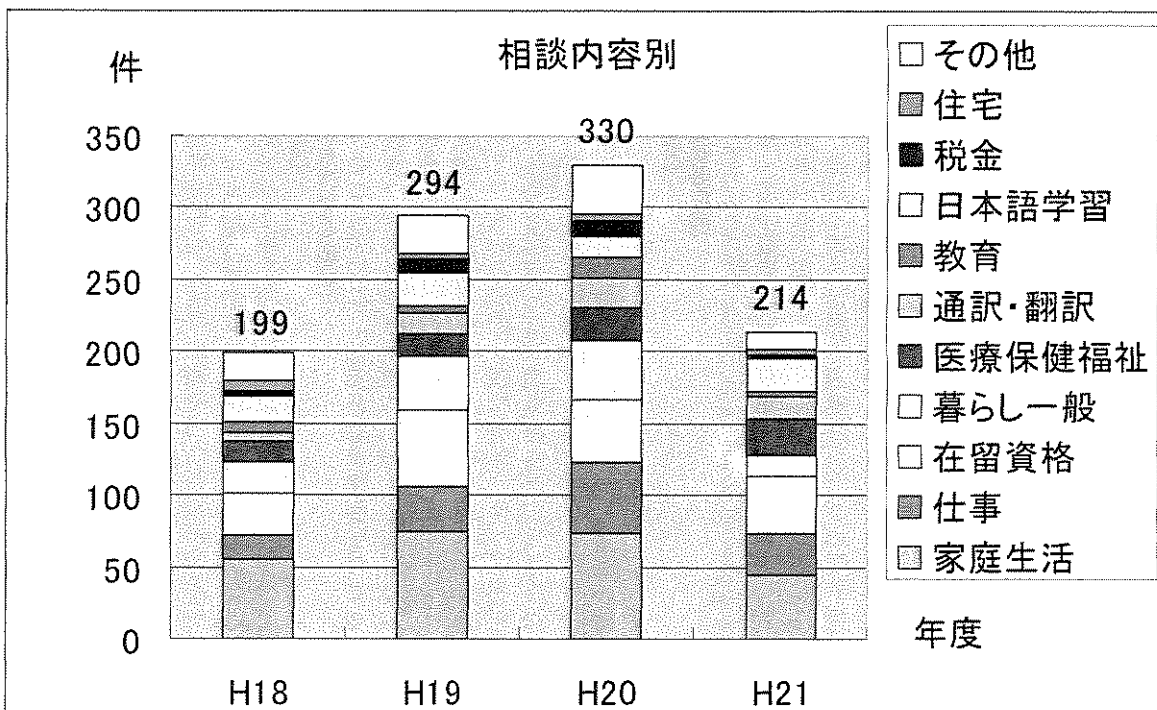
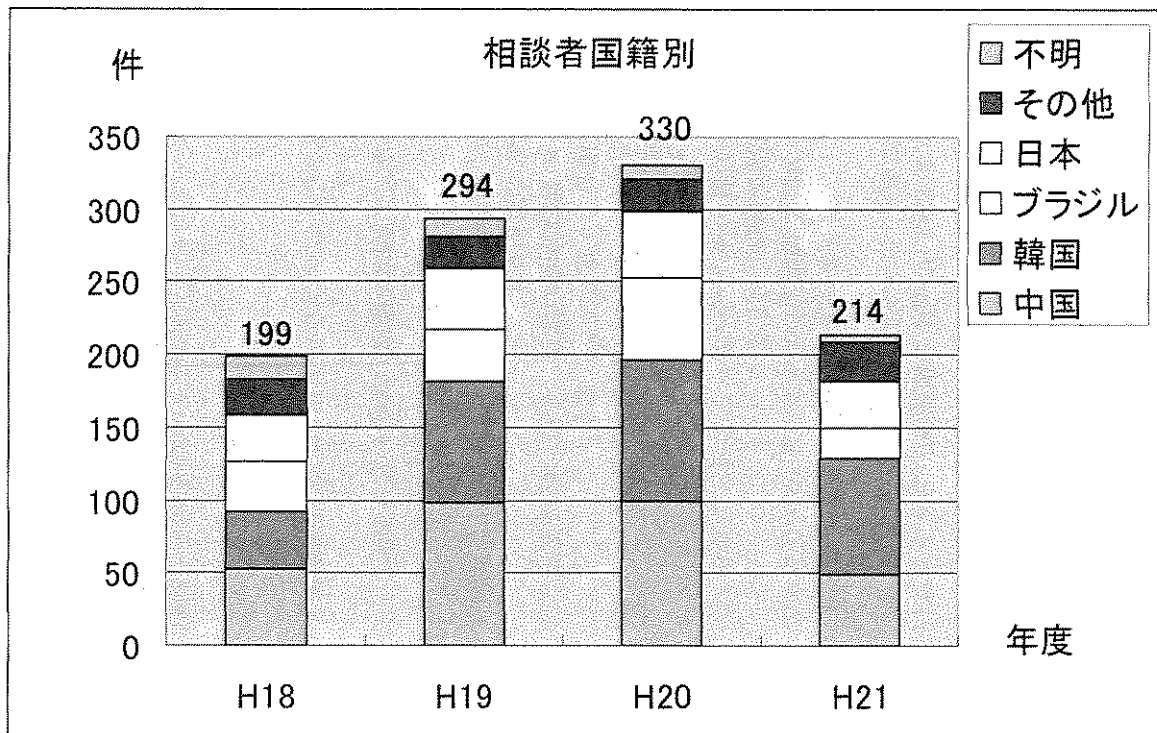
主催 宮城県・宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会

共催 仙台市・財団法人国際交流協会・財団法人宮城県国際交流協会

SPRING

2010年12月13日(日)開催

みやぎ外国人相談センター 相談対応実績



※H21は上半期のみの実績

日系ブラジル人

全国からSOS

年明け急増 ポルトガル語電話相談

「宮城県国際交流協会が運営する「みやぎ外国人相談センター」(仙台市青葉区)のポルトガル語対応窓口は、全国から電話相談が続々と舞い込んでいる。大半が企業の撤退などで生活に困窮する日系ブラジル人で、若手を中心に山形や福島などのほか、愛知県からも相談が寄せられる。かつて宮城県内において相談窓口を知っていた人が多く、遠方からの相談の急増は、景気悪化で「拡散」を余儀なくされたブラジル人社会を映し出している。

仙台

窓口は二〇〇四年に設置され、週一回受け付け約四十件と、前年実績に比べ約二割増し、二件並びつつある。

相談は、解雇への不安や失業給付の質問が多し、多い日は一日六、七件に増え、ほとんどが車



と落ち着くようだが、内容は深刻で切実なものばかり」と打ち明ける。相談が特に多いのは一関市内の日系ブラジル人。同市では、市内の自動車部品製造工場の生産縮小で、関連会社で働くブラジル人が一月末から段階的に解雇された。市外への転出者が増え、約

再就職、不払い…「頼れる人いない」



電話相談に訪れる松原マントレマさん(左) 仙台市青葉区の宮城県国際交流協会

五百人いたブラジル人は、約十分の一に減った。相談には、失業代の不払いといったトラブルもあり、同協会職員が地元の労働基準監督署に連絡し、無事に支払われたケースもあった。「相談で

工場が撤退。失職者の大半が派遣会社を頼って一関市や愛知県などに転居。今はさらなる監居を強いられている。工場撤退のたびにブラジル人社会が分断されていく中で、日本語と向き合う必要にも迫られている。仙台市在住のドミニカ・ロドリゴさんは今月から同協会の日本語講座を受講している。二月に名古屋市内の自動車部品工場を解雇されたばかり。職を探しながら、週四回の授業に友人と通う。来日して六年。大和町

「松原さん」(右) 工場が撤退。失職者の大半が派遣会社を頼って一関市や愛知県などに転居。今はさらなる監居を強いられている。工場撤退のたびにブラジル人社会が分断されていく中で、日本語と向き合う必要にも迫られている。仙台市在住のドミニカ・ロドリゴさんは今月から同協会の日本語講座を受講している。二月に名古屋市内の自動車部品工場を解雇されたばかり。職を探しながら、週四回の授業に友人と通う。来日して六年。大和町や利府町で働いた経験はあるものの、ブラジル人社会に身を置き、日本語をほとんど使わなかった。今後は自力で生きていかないとロドリゴさんと一緒に働きたい」と再就職を目指す。相談窓口は毎週金曜日。連絡先は022(2)75) 66660。

大型連休中の「**新型インフルエンザ**」 外国人相談窓口の体制整備について (周 知 依 頼)

発信元：MIA 財団法人宮城県国際交流協会

平素より当協会の業務に関しましては御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会では、宮城県からの委託を受け別添カードの内容で「外国人相談センター」を開設しておりますが、今般の「新型インフルエンザ」の予断を許さない状況の変化に鑑み、下記の通り大型連休中も「新型インフルエンザ」に関する相談に限り、電話による多言語相談受付を行うこととなりましたので、周知にご協力をお願い申し上げます。

また、医療機関に日本語が不自由な外国人患者が受診した場合には平常どおり 24 時間通訳補助等の相談に対応いたします。(専用 Tel.090-5180-5343)

記

- 対応期間 平成21年5月2日(土)～5月6日(水)
午前9:00～午後4:00
※なお、5月7日(木)以降は通常の相談体制で受け付けます。
- 受付相談内容 「新型インフルエンザ」に関する相談に限る
- 相談窓口代表電話 **Tel.022-275-9990**
英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・日本語の各言語でそれぞれの言語の専用電話番号を御案内します。

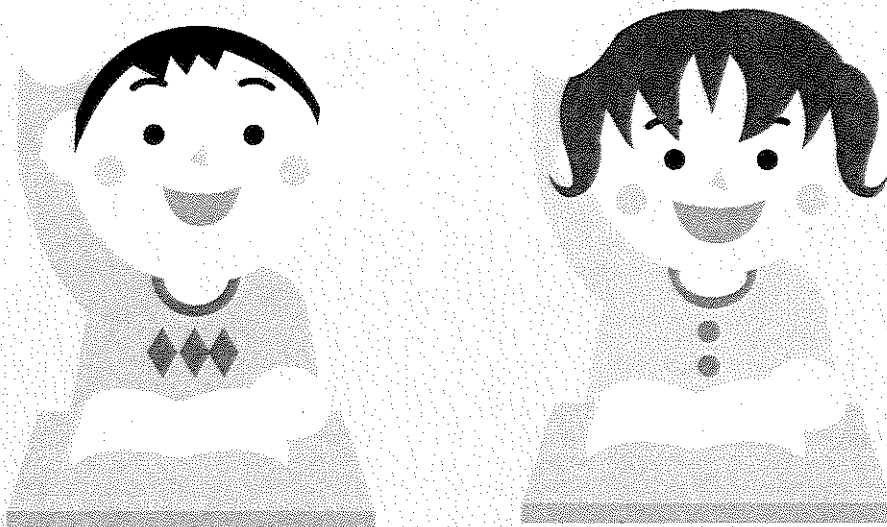
～本件に関するお問い合わせ～
(財)宮城県国際交流協会 企画事業課
Tel.022-275-3796/090-5180-5343

H21.5.2(土)河北
朝刊

<p>外国人相談窓口 連休期間に開設 県国際交流協会</p> <p>県国際交流協会は、県内の外国人からの新型インフルエンザについての相談を受け付ける窓口を、連休中の二～六日に開設する。</p>	<p>英語と中国、韓国、ポルトガル、スペインの各言語について、通訳できる人につながる電話番号をテープで案内する。日本語のメッセージも流し、外国人の患者を受け入れる医療機関からの問い合わせにも応じる。</p> <p>開設時間は午前九時～午後四時で、新型インフルエンザの相談に限って受け付ける。七日以降は通常業務で対応する方針。連絡先は022(275)9990。</p>
--	---

もしも、

日本語のわからない子どもが転入してきたら…



ご利用ください

MIA外国籍の子どもサポートセンター

増加する人口の二人に一人が外国籍の方たちという宮城県。

最近では、家族の来日とともに宮城県にやってくる外国籍の子どもたちも増えています。

それに伴い、県内各地の小中学校など教育の現場では、日本語学習支援を必要とする児童生徒への対応に苦慮しています。

子どもたちの置かれている状況も、いずれは本国へ帰るケース、将来にわたり日本で暮らすケース、目前に高校受験を控えているケースなど実にさまざまです。

こうした子どもたち一人ひとりの状況に合わせた日本語指導や母語による支援を、教育現場だけで担うことはかなり難しいことといえます。

日本語教育の基礎を身に付けた人材や母語に精通した人材が教育の現場にサポーターとして入ることで、教育現場の負担はかなり軽減されることでしょう。

次代を担う子どもたちは、地域の、地球のかけがえのない宝です。国籍の如何にかかわらず、子どもたちが心身ともにすくすくと学校生活を送ることができるよう、MIA財団法人宮城県国際交流協会がお手伝いをします。

もしも、日本語のわからない子どもが転入してきたら…
どうぞお気軽にご相談ください



022-275-3796

平成 21 年度版

後援：宮城県教育委員会 仙台市教育委員会

日本語のわからない子どもが転入してきた場合、留意すべきポイントは？

- ①日本語指導はできるだけ早い時期に開始することが望ましく、日本語を効率よく身に付けさせるためにも「日本語指導は、国語指導とは全く異なるもの」だということを認識し、日本語指導の経験を持たない担任など学校内の人材だけで対応しようとしなない。
- ②保護者との面談は早い段階で行い、必要であれば母語支援サポーターを活用し、確実な意思疎通を図る。
- ③日本語による会話能力が高くても、教科を理解するための日本語能力が高いとは限らないことを理解する。

では、具体的にはどうしたらよいのでしょうか？

- ①日本語のわからない児童生徒が転入してきた場合、まず所管の市町村教育委員会に独自の支援制度があるかどうかを確認し、制度が設けられている場合は、その制度の活用を申請する。(例:仙台市教育委員会「外国人子女等指導協力者派遣事業」)
- ②所管の市町村教育委員会に支援制度がない場合あるいは、その制度の対象から外れた場合は、《MIA外国籍の子どもサポートセンター》へ相談し、必要な支援について協議する。

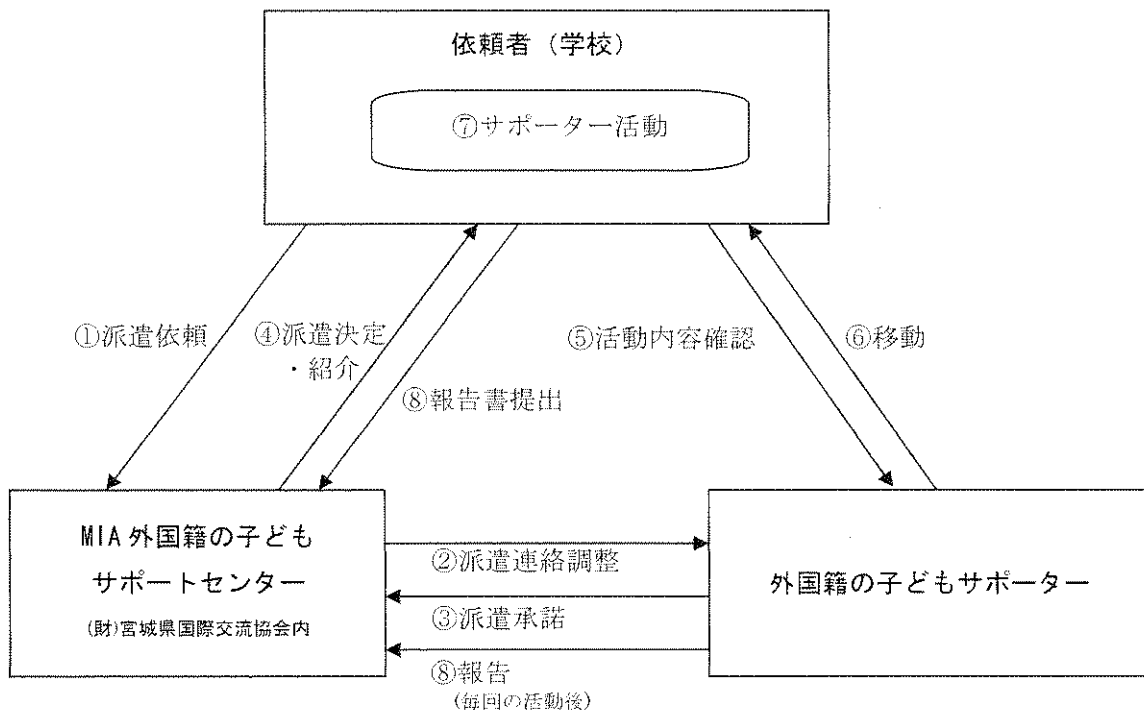
《MIA外国籍の子どもサポートセンター》には、具体的にどんな支援メニューがありますか？

- ①日本語学習支援サポーターの派遣 (別表派遣ガイドライン参照)
- ②母語支援サポーターの派遣 (別表派遣ガイドライン参照)
- ③子どもを対象とした日本語指導教材・教科指導教材等の教材の貸し出し。
- ④その他、進学に関することなど外国籍の児童生徒の教育全般に関すること。

別表

《MIA外国籍の子どもサポーター》派遣ガイドライン

1 派遣の流れ



※派遣には万全を期しますが、登録サポーターの状況により、対応が不可能な場合も考えられます。何卒、ご了承願います。

MIA 外国籍の子どもサポートセンター

【連絡先】 〒981-0914

仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 宮城県仙台合同庁舎7階

財団法人宮城県国際交流協会内

受付時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（休日は除く）

TEL: 022-275-3796 FAX: 022-272-5063

E-mail: mia@k2.dion.ne.jp

2 外国籍の子どもサポーターが派遣の対象となる活動

- (1) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒や保護者と学校側との意思疎通を補助するための通訳や翻訳
- (2) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒を対象とした日本語学習支援
- (3) 県内の小・中学校における、外国籍児童生徒を対象とした教科学習支援

3 活動の内容と外国籍の子どもサポーターの種類

活動内容によって、派遣サポーターの種類が変わってきます。

サポーターの種類	活動内容
母語支援サポーター	上記2の(1)、(2)、(3)
日本語学習支援サポーター	上記2の(2)、(3)

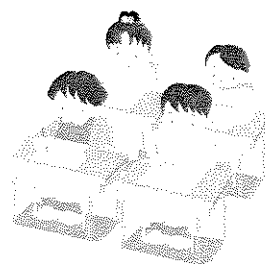
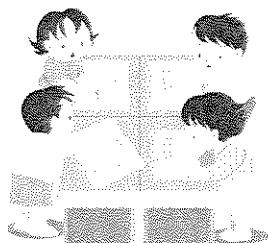
4 外国籍の子どもサポーターの派遣回数

サポーターの派遣回数は、学校の所在地によって異なります。

派遣依頼者	派遣回数
仙台市内の小・中学校	児童生徒1人につき最大20回 ※外国人子女等指導協力者派遣事業（仙台市教育委員会）と併用
仙台市以外的小・中学校	児童生徒1人につき最大40回

5 外国籍の子どもサポーター派遣にかかる費用

各サポーターには、(財)宮城県国際交流協会から謝金と交通費が支払われますので、依頼される学校側の負担はありません。ただし、必要とされる教材費等につきましては、学校側あるいは保護者の方でご負担願います。



外国人支援通訳サポーター育成紹介事業の御案内

1 目的

定住型外国人や外国人観光客の増加に鑑み、その生命や健康を守るうえで重要な分野となる保健所や医療現場或いは教育・労働・福祉など公的相談窓口で日本語能力が十分ではない外国人が不利益を蒙ることがないように県民参加の通訳サポーター体制を構築することにより、誰もが安心して保健・医療・公的サービスを受けられるような地域づくりを推進していくことを目的としています。

2 外国人支援通訳サポーターの紹介対象業務

- (1) 県又は市町村が行う、外国人等を対象とした保健に関する業務です。
- (2) 県内の病院又は診療所等が行う、外国人等を対象とした医療に関する業務です。
- (3) 県内の教育・労働・福祉機関が行う、外国人等を対象とした各種相談業務です。

3 外国人支援通訳サポーターの紹介依頼者(機関)

- (1) 紹介依頼者は、県又は市町村の保健関係機関、医療関係機関、その他 2 に表記する各種公的相談機関です。外国人本人から通訳サポーター派遣希望があった場合でも、必ず機関を介し依頼を行ってください。
- (2) 通訳サポーターを介在させる場合には、患者や相談者等の了解を得たうえで行ってください。

4 外国人支援通訳サポーターの紹介依頼の受付

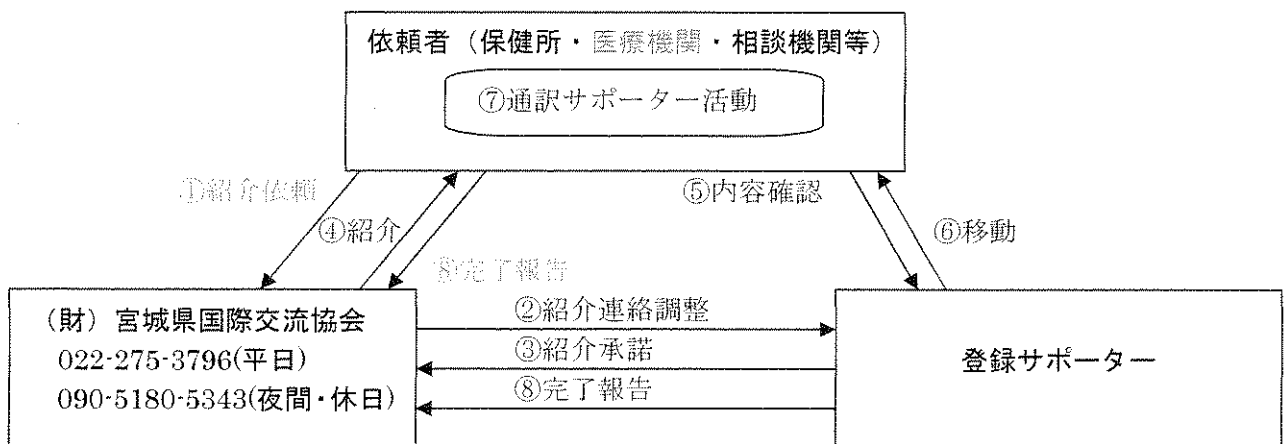
通訳ボランティアの紹介依頼の受け付けは、財団法人宮城県国際交流協会（以下「協会」という。）が業務時間内に行っています。ただし、保健・医療通訳については、専用携帯電話を併用し24時間体制で受け付けています。

5 外国人支援通訳サポーターの登録資格

県内在住の20歳以上の方で、協会が実施する実務研修会（相談者／患者および自分のプライバシーの保護、通訳者としての心得など）を受講し、通訳可能な語学力がある方です。

（2009年11月現在、16言語／110名登録）

6 外国人支援通訳サポーター活動フロー



6 外国人支援通訳サポーター活動中の事故等に係る補償

通訳活動中の事故等に備え、協会では宮城県地域福祉総合補償制度の「サービス従事者傷害保険」に加入します。

7 外国人支援通訳サポーターの費用弁償

通訳サポーターの活動に伴う費用については、下記の額を基本として紹介依頼者(機関)が負担することになります(ただし、費用の全部又は一部の負担を患者、相談者等に求める場合には、予め本人の了解を得ること)。

- | |
|---|
| (1) 謝礼
最初の2時間までは2,000円とし、1時間増すごとに1,000円を加える。 |
| (2) 交通費
自家用車の場合は、活動先までの片道移動距離が20kmまでは1,000円とし、10km増すごとに500円を加え、駐車料金は実費。その他の交通機関の場合は実費負担。 |

お願い

- ① 継続して通訳を依頼する場合は、通訳サポーターと直接交渉するのではなく、必ず当協会を經由してご依頼願います。(当協会が関知しない派遣において事故があった場合、前述6項の保険の適用外となる場合もあります。)
- ② 通訳活動終了後、必ず当協会あて「完了報告」をお願いいたします。
- ③ 医療通訳サポーターにつきましては、誤訳等を防ぐためできる限りの研修、研鑽を積んでおりますが、万が一、通訳サポーターの誤訳を原因とする事故が発生した場合については「医師(医療業務)賠償責任保険」を適用願います。

財団法人宮城県国際交流協会とは…

1987年に宮城県により地域における国際化推進を目的に設立された組織です。

1990年には、自治省(現総務省)により「地域国際化協会」として認定されました。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・イタリア語のネイティブ・スピーカーによる相談が受けられる《みやぎ外国人相談センター》も開設しています。Tel.022-275-9990(専用番号)

〒981-0914

仙台市青葉区堤通南宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎7F

Tel.022-275-3796 Fax.022-272-5063

E-mail mia@k2.dion.ne.jp 【担当/企画事業課 大村】

MIA ニューカマーのための生活対応支援プログラム実施要領 (クレア助成事業)

1 実施目的

本県においては、おもに日本人の配偶者として東アジアから来日し定住化する外国人の増加が顕著であり、そうした人たちを始めとした外国籍県民との共生のための環境整備が急務となっている。

外国籍県民がいつまでも支援を受ける側にとどまるのではなく、将来的には自立した地域社会の構成員となってもらうためにも、来日初期の適切な情報提供、日本語習得支援は必須であり、当協会では、平成元年度より全国でも例のない短期集中型カリキュラムの日本語講座を主催し、日本語習得及び母語による情報収集の機会を提供してきた。

本事業では、同講座受講者を始めとした外国籍県民を対象として、保健・医療、防災、ゴミ処理、就労に関する講座および公的施設を活用した体験型研修を実施することにより、日本語習得支援だけではなく、日常生活に関するより具体的・実践的な情報を広く提供し、本県でのスムーズな生活のスタートを支援するものである。

2 実施内容

MIA日本語講座受講生をはじめとした外国籍県民を対象として下記のプログラムを行う。

① 保健、医療説明会(平成21年5月実施予定)

定期健診・予防接種等の保健サービス、病院利用の方法などを知るための専門家による説明会を実施し、自身が病院等にかかるときの備えとして役立ててもらう。

② ごみ処理施設体験研修(平成21年7月実施予定)

リサイクルセンター・ごみ処理施設などを見学し、行政によるごみ処理の取り組みを知り、生活に役立ててもらうとともに、環境保護に対する理解を深める。

③ 防災施設体験研修(平成21年10月実施予定)

県内にある擬似津波体験施設や防災センター等を体験研修し、近いうちに起こるといわれている宮城県沖地震への備えとして役立ててもらう。

④ 外国籍県民による就職懇談会(平成21年12月実施予定)

就職希望の方のために、県内の企業等で働くMIA日本語講座修了生を招き、求職活動の経験や、実際に仕事をするうえでどのようなことが問題があるかを語ってもらい、自身の就職活動に役立ててもらう。

4 参加料

- ①、③は無料
- ②、④のバスでの見学会については、参加者一部負担。

5 普及啓発

本事業への参加を呼びかけるためのチラシ(1,200枚/300枚×4企画)、ポスター(200枚/50枚×4企画)を作成し、本協会主催の日本語講座はもちろん、県内各地の日本語教室、或いは公民館や留学生宿舎等に設置、掲示することで、県民へのアピールも同時に図る。また、各企画ごとに、日本語併記の英語・中国語・韓国語によるマニュアルを作成し、参加者のみならず希望する外国籍県民にも配布し、活用してもらう。